

岩手県告示第426号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成27年5月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
遠野市	当該市町村で定める場所	平成27年6月22日（午後）、同月23日、同月24日、同月25日及び同月26日（午前）
八幡平市	”	平成27年7月7日、同月8日、同月9日及び同月10日
岩手町	”	平成27年7月13日及び同月14日
滝沢市	”	平成27年7月15日及び同月16日
岩泉町	”	平成27年7月21日（午後）、同月22日及び同月23日（午前）
洋野町	”	平成27年7月27日（午後）、同月28日及び同月29日
軽米町	”	平成27年7月30日
二戸市	”	平成27年8月3日（午後）、同月4日、同月5日及び同月6日
久慈市	”	平成27年8月17日（午後）、同月18日、同月19日、同月20日及び同月21日（午前）
九戸村	”	平成27年8月25日（午後）及び同月26日（午前）
葛巻町	”	平成27年8月26日（午後）及び同月27日
雫石町	”	平成27年9月8日
矢巾町	”	平成27年9月9日
紫波町	”	平成27年9月15日及び同月16日
田野畑村	”	平成27年9月29日（午後）及び同月30日（午前）
普代村	”	平成27年9月30日（午後）
野田村	”	平成27年10月1日
一戸町	”	平成27年10月6日（午後）、同月7日及び同月8日（午前）
宮古市	”	平成27年10月19日、同月20日、同月21日、同月22日及び同月23日
釜石市	”	平成27年10月30日（午前）
山田町	”	平成27年11月4日（午後）、同月5日及び同月6日

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター